

議案第 13 号

市川市使用料条例等の一部改正について

市川市使用料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 9 月 5 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市使用料条例等の一部を改正する条例

(市川市使用料条例の一部改正)

第 1 条 市川市使用料条例(平成 11 年条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(定義)

第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 消費税等加算率 1 に次に掲げる率を加算した率をいう。

ア 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 29 条に規定する率

イ アに掲げる率に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 72 条の 83 に規定する率を乗じて得た率

(2) 市民等 公の施設を使用するもので、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、営利を目的とする事業を行うものを除く。

ア 本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者

イ その構成する者の半数以上がアに掲げる者である団体(法人を除く。)

ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人

(3) 市民等以外の者 公の施設を使用するもので、市民等以外のものをいう。

第2条第1項中「100分の108」を「消費税等加算率」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 公民館 別表第1
- (2) 勤労福祉センター 別表第2
- (3) 斎場 別表第3
- (4) 霊園 別表第4
- (5) 都市公園 別表第5
- (6) 市民体育館 別表第6
- (7) 少年自然の家 別表第7
- (8) 市民プール 別表第8
- (9) 市民談話室 別表第9
- (10) 男女共同参画センター 別表第10
- (11) 文学ミュージアム 別表第11
- (12) 中国分スポーツ広場 別表第12
- (13) 東山魁夷記念館 別表第13
- (14) 地域ふれあい館 別表第14
- (15) アイ・リンクセンター 別表第15
- (16) アイ・リンクタウン展望施設 別表第16

第2条第3項中「別表第4」を「別表第3」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条第4項第1号中「別表第21」を「別表第17」に改め、同項第2号中「別表第22」を「別表第18」に改め、同項第3号中「別表第23」を「別表第19」に改め、同項第4号中「別表第24」を「別表第20」に改める。

第3条第1項第2号及び第3号並びに第2項中「100分の108」を「消費税等加算率」に改める。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加え

る。

(経過措置)

第7条 消費税法及び地方税法の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

別表第1から別表第20までを別紙のように改める。

別表第21から別表第24までを削る。

(市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項の表を次のように改める。

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第1集会室	560円	1,120円
第2集会室	670円	1,350円
備考 「市民等」とは、市川市使用料条例第1条の2第2号に規定する市民等をいい、「市民等以外の者」とは、同条第3号に規定する市民等以外の者をいう。		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中市川市使用料条例第1条の次に1条を加える改正規定(第1条の2第2号及び第3号に係る部分を除く。)、同条例第2条第1項の改正規定(「100分の108」を「消費税等加算率」に改める部分に限る。)、同条例第3条の改正規定及び同条例第8条を同条例第9条とし、同条例第7条を同条例第8条とし、同条例第6条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市使用料条例第2条及び別表の規定は、平成27年4月1日(以下「適用日」という。)以後の公の施設の使用に係る使用料であって、平成26年10月1日(以下「施行日」という。)以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、適用日前の公の施設の使用に係る使用料及び施行日前に使用の許可の申請があった公の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定は、適用日以後の市川市急病診療・ふれあいセンター集会室の使用に係る使用料であって、施行日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、適用日前の市川市急病診療・ふれあいセンター集会室の使用に係る使用料及び施行日前に使用の許可の申請があった市川市急病診療・ふれあいセンター集会室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1 公民館使用料

中央公民館使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 和 室	90円	190円
第 2 和 室	90円	190円
第 3 和 室	120円	240円
第 4 和 室	100円	210円
第 5 和 室	410円	820円
第 1 会 議 室	590円	1,190円
第 2 会 議 室	270円	550円
第 3 会 議 室	250円	500円
茶 室	230円	470円

西部公民館使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
研 修 室	520円	1,050円
第 1 会 議 室	360円	720円
第 2 会 議 室	290円	580円
第 3 会 議 室	190円	390円
第 4 会 議 室	120円	250円
工 芸 室	210円	430円
第 1 和 室	520円	1,050円
第 2 和 室	350円	700円
茶 室	180円	360円
調 理 実 習 室	510円	1,020円
体 育 館	2,450円	4,900円

行徳公民館使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 会 議 室	1 8 0 円	3 6 0 円
第 2 会 議 室	2 1 0 円	4 2 0 円
第 3 会 議 室	2 1 0 円	4 2 0 円
多 目 的 ホ ー ル	7 0 0 円	1, 4 0 0 円
第 1 研 修 室	4 4 0 円	8 9 0 円
第 2 研 修 室	5 1 0 円	1, 0 2 0 円
第 3 研 修 室	2 3 0 円	4 7 0 円
第 4 研 修 室	4 5 0 円	9 1 0 円
第 5 研 修 室	4 3 0 円	8 6 0 円
レクリエーションホール	1, 6 5 0 円	3, 3 1 0 円
調 理 実 習 室	7 0 0 円	1, 4 0 0 円
第 1 和 室	4 6 0 円	9 2 0 円
第 2 和 室	4 6 0 円	9 2 0 円
第 1 学 習 室	4 5 0 円	9 1 0 円
第 2 学 習 室	4 5 0 円	9 1 0 円
第 3 学 習 室	4 5 0 円	9 1 0 円
第 4 学 習 室	4 3 0 円	8 6 0 円
第 5 学 習 室	2 6 0 円	5 2 0 円
第 6 学 習 室	4 9 0 円	9 8 0 円
茶 室	2 9 0 円	5 9 0 円

鬼高公民館使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者

研 修 室	2 9 0 円	5 9 0 円
会 議 室	1 7 0 円	3 5 0 円
大 会 議 室	7 0 0 円	1, 4 1 0 円
第 1 和 室	1 4 0 円	2 9 0 円
第 2 和 室	1 1 0 円	2 3 0 円
第 3 和 室	1 1 0 円	2 3 0 円

東部公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 研 修 室	4 3 0 円	8 7 0 円
第 2 研 修 室	2 6 0 円	5 3 0 円
第 3 研 修 室	2 4 0 円	4 9 0 円
第 1 会 議 室	2 5 0 円	5 0 0 円
第 2 会 議 室	1 7 0 円	3 5 0 円
第 1 和 室	2 9 0 円	5 9 0 円
第 2 和 室	2 9 0 円	5 9 0 円
第 3 和 室	3 5 0 円	7 0 0 円
視 聴 覚 室	7 3 0 円	1, 4 7 0 円
実 習 室	4 0 0 円	8 0 0 円
レクリエーションホール	2, 6 0 0 円	5, 2 0 0 円

本行徳公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
会 議 室	4 7 0 円	9 4 0 円
和 室	1 8 0 円	3 7 0 円
研 修 室	3 5 0 円	7 1 0 円

柏井公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 会 議 室	1 3 0 円	2 7 0 円
第 2 会 議 室	2 0 0 円	4 0 0 円
第 3 会 議 室	2 2 0 円	4 5 0 円
調 理 実 習 室	4 1 0 円	8 3 0 円
視 聴 覚 室	5 6 0 円	1, 1 3 0 円

市川駅南公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 研 修 室	5 7 0 円	1, 1 5 0 円
第 2 研 修 室	3 5 0 円	7 0 0 円
第 3 研 修 室	3 7 0 円	7 4 0 円
視 聴 覚 室	9 2 0 円	1, 8 5 0 円
会 議 室	3 2 0 円	6 5 0 円
和 室	3 3 0 円	6 6 0 円
調 理 実 習 室	5 8 0 円	1, 1 6 0 円
レクリエーションホール	2, 8 9 0 円	5, 7 9 0 円

大野公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 研 修 室	3 2 0 円	6 5 0 円
第 2 研 修 室	4 0 0 円	8 0 0 円
第 3 研 修 室	3 0 0 円	6 0 0 円
第 4 研 修 室	4 0 0 円	8 0 0 円

第 5 研 修 室	2 4 0 円	4 8 0 円
視 聴 覚 室	6 3 0 円	1, 2 7 0 円
調 理 実 習 室	4 7 0 円	9 5 0 円
和 室	2 3 0 円	4 6 0 円
多 目 的 ホ ー ル	6 8 0 円	1, 3 6 0 円

信篤公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
研 修 室	4 7 0 円	9 4 0 円
視 聴 覚 室	7 1 0 円	1, 4 2 0 円
調 理 実 習 室	4 3 0 円	8 7 0 円
第 1 会 議 室	3 7 0 円	7 4 0 円
第 2 会 議 室	1, 0 9 0 円	2, 1 9 0 円
第 3 会 議 室	3 1 0 円	6 2 0 円
第 1 和 室	2 3 0 円	4 7 0 円
第 2 和 室	2 3 0 円	4 7 0 円
第 3 和 室	3 1 0 円	6 2 0 円

曾谷公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 研 修 室	5 2 0 円	1, 0 5 0 円
第 2 研 修 室	5 2 0 円	1, 0 5 0 円
第 3 研 修 室	5 2 0 円	1, 0 5 0 円
会 議 室	1, 0 5 0 円	2, 1 0 0 円
視 聴 覚 室	1, 0 5 0 円	2, 1 0 0 円
第 1 和 室	3 5 0 円	7 1 0 円

第 2 和 室			3 5 0 円	7 1 0 円
調 理 実 習 室			3 5 0 円	7 0 0 円
レクリエーションホール			3, 2 2 0 円	6, 4 5 0 円
弓 道 場	貸切りの場合	一 般	2, 2 5 0 円	5, 4 8 0 円
		学 生	1, 1 2 0 円	2, 7 4 0 円
	貸切りでない 場合	一 般	1 人につき 4 5 0 円	1 人につき 1, 0 9 0 円
		学 生	1 人につき 2 2 0 円	1 人につき 5 4 0 円

若宮公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 和 室	1 4 0 円	2 9 0 円
第 2 和 室	1 3 0 円	2 6 0 円
第 1 研 修 室	2 3 0 円	4 6 0 円
第 2 研 修 室	2 3 0 円	4 6 0 円
会 議 室	6 7 0 円	1, 3 5 0 円
調 理 実 習 室	3 5 0 円	7 0 0 円

幸公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 研 修 室	2 5 0 円	5 1 0 円
第 2 研 修 室	2 5 0 円	5 1 0 円
会 議 室	6 9 0 円	1, 3 9 0 円
調 理 実 習 室	4 1 0 円	8 3 0 円

南行徳公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者

展 示 室	5 8 0 円	1, 1 7 0 円
第 1 会 議 室	3 1 0 円	6 3 0 円
第 2 会 議 室	5 4 0 円	1, 0 9 0 円
第 1 和 室	1 1 0 円	2 3 0 円
第 2 和 室	1 4 0 円	2 8 0 円
視 聴 覚 室	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
調 理 実 習 室	5 8 0 円	1, 1 7 0 円
第 1 研 修 室	3 2 0 円	6 5 0 円
第 2 研 修 室	3 2 0 円	6 5 0 円
工 芸 室	4 5 0 円	9 0 0 円
多 目 的 ホ ー ル	2, 5 5 0 円	5, 1 1 0 円

市川公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 研 修 室	2 6 0 円	5 2 0 円
第 2 研 修 室	3 3 0 円	6 6 0 円
第 3 研 修 室	3 4 0 円	6 8 0 円
工 芸 室	5 4 0 円	1, 0 9 0 円
調 理 実 習 室	5 2 0 円	1, 0 4 0 円
第 1 会 議 室	5 2 0 円	1, 0 4 0 円
第 2 会 議 室	3 8 0 円	7 6 0 円
第 3 会 議 室	3 4 0 円	6 9 0 円
第 1 和 室	5 3 0 円	1, 0 7 0 円
第 2 和 室	3 4 0 円	6 8 0 円
第 3 和 室	2 6 0 円	5 2 0 円
視 聴 覚 室	7 2 0 円	1, 4 5 0 円
多 目 的 ホ ー ル	9 3 0 円	1, 8 7 0 円

菅野公民館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
和 室	2 0 0 円	4 0 0 円
第 1 学 習 室	2 6 0 円	5 2 0 円
第 2 学 習 室	2 6 0 円	5 2 0 円
第 3 学 習 室	2 6 0 円	5 2 0 円
多 目 的 ホ ー ル	6 2 0 円	1 , 2 5 0 円

別表第2 勤労福祉センター使用料

勤労福祉センター施設使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 会 議 室	310円	620円
第 2 会 議 室	520円	1,050円
第 3 会 議 室	150円	300円
第 4 会 議 室	310円	630円
大 会 議 室	1,560円	3,410円
会 議 ・ 調 理 室	220円	440円
第 1 研 修 室	130円	270円
第 2 研 修 室	210円	420円
和 室	150円	310円
茶 室	160円	330円
集 会 室	240円	490円
講 習 室	150円	300円
調 理 室	340円	680円
体 育 室	870円	1,750円
体 育 館	2,560円	5,120円

勤労福祉センター備品使用料

放 送 装 置	1時間当たりの額	
	1式につき	100円
金 び ょ う ぶ	1日当たりの額	
	1双につき	1,000円

勤労福祉センター分館施設使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第 1 会 議 室	2 5 0 円	5 0 0 円
第 2 会 議 室	3 7 0 円	7 5 0 円
第 3 会 議 室	1 2 0 円	2 5 0 円
第 4 会 議 室	1 2 0 円	2 5 0 円
大 会 議 室	1 , 0 5 0 円	3 , 2 6 0 円
第 1 和 室	1 8 0 円	3 6 0 円
第 2 和 室	9 0 円	1 8 0 円

勤労福祉センター分館備品使用料

放 送 装 置	1 時間当たりの額	
	1 式につき	1 0 0 円

別表第3 斎場使用料

火葬料

区 分	単 位	火葬料の額	
		市内に居住する場合	市外に居住する場合
年齢が15歳以上の遺体	1 体	6,750円	50,000円
年齢が15歳未満の遺体	1 体	4,720円	34,000円
死 産 児	1 体	3,370円	15,000円
改 葬 遺 骨	1 件	3,370円	15,000円
外科手術、事故等による四肢等	1 件	3,370円	15,000円

式場使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市内に居住する場合	市外に居住する場合
第 1 式 場	9,470円	18,940円
第 2 式 場	4,280円	8,560円
第 3 式 場	6,390円	12,790円

設備使用料

区 分	単 位	単位当たりの額		
		市内に居住する場合	市外に居住する場合	
霊きゅう自 動車	バン型 宮 型	1 回	4,000円	8,000円
			8,000円	16,000円
祭 壇	3 段式 4 段式	1 式	5,000円	15,000円
			18,000円	54,000円

備考 「市内に居住する場合」とは、使用の許可を受けたものが市内に居住している場合又は故人が死亡時に市内に居住していた場合をいい、「市外に居住する場合」とは、それ以外の場合をいう。

#### 別表第4 霊園使用料

##### 一般墓地使用料

1 平方メートル当たりの額	333,000円
---------------	----------

備考 返還された一般墓地に係る使用料は、この表の定める額に100分の90を乗じて得た額とする。

##### 霊園管理料

1 平方メートル当たりの額	1年につき	1,030円
---------------	-------	--------

備考 霊園管理料は、一般墓地使用者から徴収する。

##### 合葬式墓地使用料

区 分	1箇所当たりの額
1 体用の納骨壇	71,000円
2 体用の納骨壇	142,000円

##### 霊堂使用料

収蔵期間1年当たりの額	遺骨1体につき	5,520円
-------------	---------	--------

別表第5 都市公園使用料

野球場使用料

区 分		1時間当たりの額	
		市民等	市民等以外の者
一	般	1,800円	5,400円
学	生	900円	2,700円

備考 興行の目的で使用する時の1時間当たりの額は、この表の市民等の欄又は市民等以外の者の欄に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

陸上競技場使用料

区 分		1時間当たりの額	
		市民等	市民等以外の者
貸切りの場合（練習以外の場合に限る。）	一 般	1,560円	4,680円
	学 生	780円	2,340円
区 分		1回当たりの額（1人につき）	
		市民等	市民等以外の者
練習のために使用する場合	一 般	290円	870円
	学 生	140円	430円

備考 興行の目的で使用する時の1時間当たりの額は、この表の市民等の欄又は市民等以外の者の欄に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

テニスコート使用料

区 分		1時間当たりの額（1面につき）	
		市民等	市民等以外の者
一	般	660円	1,330円
学	生	330円	660円

### 動物園入園料

区 分	1日当たりの額（1人につき）
高 校 生 及 び 大 人	400円
小 中 学 生	100円

備考 25人以上の団体で入園するときの1日当たりの額（1人につき）は、この表の定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

### 動物園年間入園料

区 分	1年当たりの額（1人につき）
高 校 生 及 び 大 人	1,150円
小 中 学 生	290円

### 動物園備品使用料

区 分	1日当たりの額
ベ ビ ー バ ギ ー	1台につき 50円
区 分	1回当たりの額
コ イ ン ロ ッ カ ー	100円
ミ ニ 鉄 道	1人につき 100円

### その他の都市公園使用料

区 分	期間の単位	期間の単位当たりの額
行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1日	1平方メートルにつき45円（店舗その他これに類する施設を設置しないで行為をする場合は、1人につき150円）
業として写真の撮影を常時行う場合	1月	写真機1台につき 1,500円
業として写真の撮影を臨時に行う場合	1日	写真機1台につき 300円
業として映画又はビデオの撮影等を行う場合	1時間	1,500円

興行を行う場合	1 日	1 平方メートルにつき	1 5 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類するものを行う場合	1 日	1 平方メートルにつき	3 円
区 分		1 月当たりの額	
公園施設を設置する場合		1 平方メートルにつき	1 5 0 円
公園施設を管理する場合	大町公園動物園売店		6 2 , 9 0 0 円
	その他の公園施設	1 平方メートルにつき	7 5 0 円

別表第6 市民体育館使用料

施設使用料（貸切りの場合）

区 分				1時間当たりの額	
				市民等	市民等以外の者
国 府 台 市 民 体 育 館	第 1 体 育 館	全面を使用する 場合	一 般	6,750円	13,790円
			学 生	3,370円	6,890円
		4分の3面の みを使用する 場合	一 般	5,040円	10,340円
			学 生	2,520円	5,170円
		2分の1面の みを使用する 場合	一 般	3,360円	6,890円
			学 生	1,680円	3,440円
	4分の1面の みを使用する 場合	一 般	1,680円	3,440円	
		学 生	840円	1,720円	
	第 2 体 育 館	一 般	2,490円	4,980円	
		学 生	1,240円	2,490円	
	柔 道 場	一 般	1,520円	3,050円	
		学 生	760円	1,520円	
	剣 道 場	一 般	1,520円	3,050円	
		学 生	760円	1,520円	
信 篤 市 民 体 育 館	全面を使用する 場合	一 般	3,080円	6,150円	
		学 生	1,540円	3,070円	
	2分の1面の みを使用する 場合	一 般	1,540円	3,070円	
		学 生	770円	1,530円	
第 1	全面を使用する 場合	一 般	6,750円	14,260円	
		学 生	3,370円	7,130円	
	4分の3面の みを使用する 場合	一 般	5,040円	10,690円	
		学 生	2,520円	5,340円	

塩 浜 市 民 体 育 館	体 育 館	2分の1面の みを使用する 場合	一 般	3,360円	7,130円
			学 生	1,680円	3,560円
	体 育 館	4分の1面の みを使用する 場合	一 般	1,680円	3,560円
			学 生	840円	1,780円
	第 2 体 育 館	一 般	1,180円	2,370円	
		学 生	590円	1,180円	
	第 1 会 議 室		310円	630円	
	第 2 会 議 室		110円	230円	
	第 1 武 道 場	一 般	1,540円	3,080円	
		学 生	770円	1,540円	
	第 2 武 道 場	一 般	1,540円	3,080円	
		学 生	770円	1,540円	
	相 撲 場	一 般	1,310円	2,620円	
		学 生	650円	1,310円	
	テニスコート	一 般	660円	1,330円	
		学 生	330円	660円	

施設使用料（貸切りでない場合）

区 分		1回当たりの額（1人につき）	
		市民等	市民等以外の者
体 育 館	一 般	210円	630円
	学 生	100円	310円
ト レ ー ニ ン グ 室	一 般	210円	600円
	学 生	100円	300円

附帯設備使用料

区 分	1時間当たりの額
電 光 掲 示 板	200円

放 送 設 備			4 0 0 円
冷 暖 房	国 府 台 市 民 体 育 館	第 1 体 育 館	5,000 円
		第 2 体 育 館	1,000 円
		柔 道 場	1,000 円
		剣 道 場	1,000 円
	塩 浜 市 民 体 育 館	第 1 体 育 館	5,000 円
		第 2 体 育 館	1,000 円
		第 1 武 道 場	1,000 円
		第 2 武 道 場	1,000 円
		相 撲 場	1,000 円

備考 市民体育館を興行の目的で使用するときの第2条第1項の別表の規定により算出した額は、この表の定める額に100分の200を乗じて得た額とする。

別表第7 少年自然の家使用料

宿泊施設使用料

区 分		1泊当たりの額（1人につき）
市内に居住する者	一般、大学生及び高校生	500円
市外に居住する者	一般及び大学生	3,000円
	高校生、小中学生及び幼児	2,250円

プラネタリウム見学料

区 分	1回当たりの額（1人につき）
市内に居住する者	150円
市外に居住する者	300円

備考

- 1 25人以上の団体で見学するときの1回当たりの額（1人につき）は、この表の定める額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 2 宿泊施設を使用する者のプラネタリウム見学料は、無料とする。

別表第 8 市民プール使用料

区 分	1 日当たりの額（1 人につき）
大 人	7 0 0 円
高 校 生	4 7 0 円
小 中 学 生	2 3 0 円

備考 25人以上の団体で使用する時の1日当たりの額(1人につき)は、この表の定める額に100分の80を乗じて得た額とする。

別表第9 市民談話室使用料

八幡市民談話室使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
集 会 室 1	360円	870円
集 会 室 2	210円	420円
集 会 室 3	210円	420円
集 会 室 4	810円	1,980円
マ イ ギ ャ ラ リ ー	810円	1,980円

南行徳市民談話室使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
集 会 室 1	660円	1,680円
集 会 室 2	660円	1,680円
集 会 室 3	600円	1,510円
集 会 室 4	330円	950円
集 会 室 5	540円	1,400円
集会室3、集会室4及び集会室5を1室として使用する場合	1,470円	3,860円
多 目 的 ホ ー ル	2,250円	5,480円

別表第10 男女共同参画センター使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
研 修 室 A	390円	780円
研 修 室 B	600円	1,210円
研 修 室 C	170円	350円
研 修 室 D	250円	510円
研 修 室 E	390円	780円
研 修 室 F	930円	1,870円
研 修 ホール	2,230円	4,470円
第 1 控 室	170円	340円
第 2 控 室	100円	200円
第 1 和 室	320円	640円
第 2 和 室	310円	630円
調 理 工 房	550円	1,100円
子 ども ルーム	290円	580円

別表第11 文学ミュージアム使用料

施設使用料

区 分	1時間当たりの額
グリーンスタジオ	4,300円
控室 1	70円
控室 2	70円
控室 3	70円
ベルホール	1,050円
文学研修室	220円
アナウンズブース	70円
音楽スタジオ 1	150円
音楽スタジオ 2	150円

備考 市外に居住する者又は市外の団体がグリーンスタジオ、控室1、控室2、控室3又はベルホールを使用するときの1時間当たりの額は、この表の定める額に100分の120を乗じて得た額とする。

附属設備使用料

区 分	時間等の単位	時間等の単位当たりの額
グリーンス スタジオ	グランドピアノ	1時間 1台につき 200円
	舞台設備	1回 1式につき 2,000円
	演 台	1回 1式につき 700円
	びょうぶ	1回 1双につき 500円
	音響反射板	1回 1式につき 2,500円
	司会者台	1回 1式につき 200円
	床シート	1回 1式につき 700円
	大型ビデオプロジェクター設備	1時間 1式につき 2,500円
	16ミリ映写設備	1時間 1式につき 200円

	35ミリスライド 映写設備	1時間	1式につき	100円
	ビデオプロジェク ター設備	1時間	1式につき	200円
	撮 影 機 材	1時間	1式につき	200円
	書 画 カ メ ラ	1時間	1台につき	100円
ベルホール	アップライトピア ノ	1時間	1式につき	150円
	ビデオプロジェク ター設備	1時間	1式につき	1,300円
映像メディ ア編集室	デジタル編集機	1時間	1式につき	100円
アナウンス ブース	録 音 機 器	1時間	1式につき	200円
音楽スタジ オ	ド ラ ム セ ッ ト	1時間	1式につき	100円
	デジタルピアノ	1時間	1台につき	100円

#### 観覧料

区 分	1回当たりの額
市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成6年条例第22号）第4条第2項第2号に掲げる企画展示室において行う特別の企画による展示を観覧する場合	1人につき1,000円を超えない範囲内において、市長が別に定める額。この場合において、25人以上の団体が観覧するときの1回当たりの額は、当該額に100分の80を乗じて得た額

別表第 1 2 中国分スポーツ広場使用料

施設使用料

区 分		1 時間当たりの額	
		市民等	市民等以外の者
全面を使用する場合	一 般	2,800 円	5,600 円
	学 生	1,400 円	2,800 円
2 分の 1 面のみを使用する場合	一 般	1,400 円	2,800 円
	学 生	700 円	1,400 円

附属設備（照明）使用料

区 分	1 時間当たりの額
全面を使用する場合	1,000 円
2 分の 1 面のみを使用する場合	500 円

備考 照明の使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合において、当該端数が 30 分未満であるときはこれを切り捨て、当該端数が 30 分以上であるときはこれを 1 時間とする。

別表第 1 3 東山魁夷記念館使用料

観覧料

区 分	1 回当たりの額（1 人につき）
一 般	4 8 0 円
大 学 生 及 び 高 校 生	2 4 0 円

備考

- 1 25人以上の団体で観覧するときの1回当たりの額（1人につき）は、この表の定める額に100分の80を乗じて得た額とする。
- 2 この表（備考1を含む。）の規定にかかわらず、特別の企画による作品等の展示が行われているときの1回当たりの額は、1人につき1,500円を超えない範囲内において、市長が別に定める額とする。

年間観覧料

区 分	1 年当たりの額（1 人につき）
一 般	1, 9 1 0 円
大 学 生 及 び 高 校 生	9 6 0 円

備考 この表は、特別の企画による作品等の展示が行われている場合において当該作品等を観覧するときについても適用があるものとする。

別表第 1 4 地域ふれあい館使用料

市川地域ふれあい館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	2 6 0 円	5 2 0 円
ふ れ あ い 室 2	1 2 0 円	2 5 0 円

宮田地域ふれあい館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	2 7 0 円	5 4 0 円
ふ れ あ い 室 2	3 5 0 円	7 0 0 円
ふ れ あ い 室 3	1 0 0 円	2 1 0 円
ふ れ あ い 室 4	9 0 円	1 9 0 円

平田地域ふれあい館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	2 4 0 円	4 8 0 円
ふ れ あ い 室 2	1 7 0 円	3 4 0 円

八幡地域ふれあい館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	4 5 0 円	9 0 0 円
ふ れ あ い 室 2	3 0 0 円	6 0 0 円

本八幡地域ふれあい館使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	2 1 0 円	4 3 0 円
ふ れ あ い 室 2	2 9 0 円	5 8 0 円
ふ れ あ い 室 3	3 2 0 円	6 5 0 円

鬼越・鬼高地域ふれあい館使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	3 8 0 円	7 6 0 円
ふ れ あ い 室 2	5 3 0 円	1, 0 7 0 円

大野地域ふれあい館使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	5 4 0 円	1, 0 8 0 円
ふ れ あ い 室 2	1 1 0 円	2 3 0 円
ふ れ あ い 室 3	1 2 0 円	2 6 0 円

奉免地域ふれあい館使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	2 6 0 円	5 2 0 円
ふ れ あ い 室 2	2 6 0 円	5 2 0 円

行徳地域ふれあい館使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室	4 7 0 円	9 5 0 円

湊地域ふれあい館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	3 8 0 円	7 7 0 円
ふ れ あ い 室 2	3 8 0 円	7 7 0 円

香取地域ふれあい館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室	4 8 0 円	9 6 0 円

富美浜地域ふれあい館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	6 1 0 円	1, 2 2 0 円
ふ れ あ い 室 2	8 0 円	1 6 0 円

新井地域ふれあい館使用料

区 分	1 時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
ふ れ あ い 室 1	4 8 0 円	9 6 0 円
ふ れ あ い 室 2	1 7 0 円	3 5 0 円

別表第15 アイ・リンクセンター使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
アイ・リンクルーム1	450円	900円
アイ・リンクルーム2	450円	900円
アイ・リンクルーム3	450円	900円
アイ・リンクホール	1,090円	2,180円

別表第16 アイ・リンクタウン展望施設使用料

交流ラウンジ使用料

1時間当たりの額	市民等	市民等以外の者
	3,010円	6,020円

備考 この表は、市川市アイ・リンクタウン展望施設の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第24号）第6条第1項ただし書の許可を受けて交流ラウンジを使用する場合について適用する。

展望施設使用料

区 分	1時間当たりの額	
興行を行う場合	1平方メートルにつき	40円
物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合		
業として写真の撮影を行う場合	写真機1台につき	2,540円
業として映画又はビデオの撮影等を行う場合		12,980円

備考 この表は、市川市アイ・リンクタウン展望施設の設置及び管理に関する条例第6条第2項ただし書の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合について適用する。

別表第 1 7 生涯学習センター自動車駐車場使用料

自動車 1 台当たりの額	30分までごとにつき100円。ただし、最初の90分については、無料とする。
--------------	---------------------------------------

別表第 1 8 大洲防災公園自動車駐車場使用料

自動車 1 台当たりの額	30分までごとにつき100円。ただし、最初の90分については、無料とする。
--------------	---------------------------------------

別表第 1 9 東山魁夷記念館自動車駐車場使用料

自動車 1 台当たりの額	1 回につき 2 0 0 円。ただし、一般の区画にその構造上駐車することができないバスその他の大型の自動車を特別の区画に駐車する場合は、1 回につき 1 , 0 0 0 円とする。
--------------	--

別表第20 広尾防災公園自動車駐車場使用料

自動車1台当たりの額	30分までごとにつき100円。ただし、最初の90分については、無料とする。
------------	---------------------------------------

## 理 由

受益者負担の適正化を図るため公の施設の使用料の額を見直すとともに、消費税率等の改定に合わせて使用料に消費税等相当額を円滑かつ適正に反映させる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。